

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第4四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 衣類乾燥機ドラム交換	13:26:01：その他	東芝コンシューママーケティング株式会社 茨木サービスステーション 所長 大利 史生	30,470	令和8年2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
2	食器洗浄機 修繕	13:26:01：その他	株式会社フジマック 大阪営業第二部 部長 和泉 博人	42,460	令和8年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
3	【神経内科・精神科2診】 電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01：その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 神戸 靖史	25,091	令和8年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
4	【医事】 電カルテ用プリンター修繕（その2）	13:26:01：その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 神戸 靖史	25,069	令和8年3月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
5	令和7年度 大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機1号機 修繕	01:02:04：空調・ 冷暖房・換気設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 加藤 宏康	356,400	令和8年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 衣類乾燥機ドラム交換

2 契約相手方

所在地：大阪府茨木市野々宮1-5-24

事業者名：東芝コンシューママーケティング株式会社 茨木サービスステーション

代表者：所長 大川 史生

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームにおいて、誤って衣服のポケットにボールペンを入れたまま衣類乾燥機を稼働させたため、乾燥機のドラムに縦3cm・横1cm程度の穴が開き、使用を見合わせる事となった。

日々の使用状況から速やかな復旧が望まれるため、カスタマーセンターへ問い合わせたところ、不具合は外的要因によるものであるため保証対象外であり、出火の恐れがあるため直ちに使用を中断し、修理についてはドラムの交換が必須であるとの回答を得た。

当該機器は東芝製で、修理については東芝コンシューママーケティング株式会社のサービスセンターが行うことにより製品の保証を行っていることから、エリア担当である上記事業者に修理を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市立弘済院 管理課（施設運営） 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

[栄養部] 食器洗浄機 修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市垂水町1-4-1-2

業者名 株式会社フジマック 大阪営業第二部

代表者 部長 和泉 博人

3 随意契約理由

当院栄養部厨房で使用している食器洗浄機は、株式会社フジマック製であり、上記事業者が独自の技術により設計したもので、他社製品による部品の取替え・調整は不可能であること、また、製造メーカーである上記事業者以外では部品供給を行っておらず修繕対応ができないことから、製造メーカーである上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

[神経内科・精神科 2 診] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部

大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 神戸 靖史

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコージャパン社製であり、当該機器の修繕業務には特殊の技術及び固有の部品が必要となる。したがって、本修繕業務は当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

（電話番号：06-6871-8034）

随意契約理由書

6 案件名称

[医事] 電子カルテ用プリンター修繕 (その2)

7 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部

大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 神戸 靖史

8 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコージャパン社製であり、当該機器の修繕業務には特殊の技術及び固有の部品が必要となる。したがって、本修繕業務は当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、上記業者と特名随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06-6871-8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機1号機 修繕

2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1-19-4
川重冷熱工業株式会社 西日本支社
支社長 加藤 宏康

3 随意契約理由

本案件の吸収式冷温水機については、製造元である上記契約相手方と年間の保守点検契約を締結している。

今般、暖房運転中に1号機で「燃焼異常」警報が発生し、緊急停止した。上記契約相手方である保守業者に点検してもらったところ、ガスの燃焼を制御する部品の不良であると推測され、このまま部品交換を行わないと、1号機は正常運転できないとのことであった。冷暖房が出来なくなれば病院運営に多大な支障をきたすため、当該部品を至急交換する必要がある。当該部品交換については、上記契約相手方が製造、販売、保守を行っており、他業者では部品の手配や保守、交換を行うことができない。以上のことから、当該修繕業務の履行が可能な業者が特定されるため、上記契約相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ） 06-6871-8034